

清掃一組ってどんなところ

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、平成12年4月1日の設置から約20年間、ごみの中間処理やし尿の前処理を通して、23区の清掃事業の一翼を担ってきました。

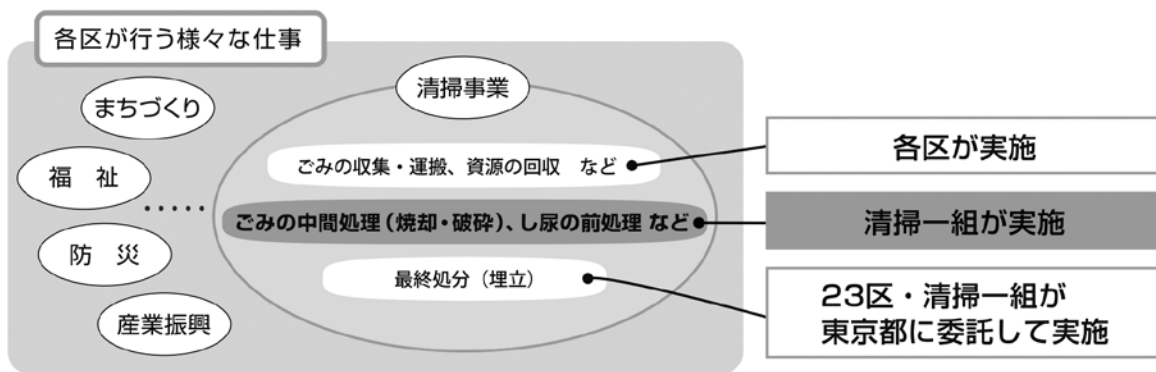
清掃一組は特別区と同様に、地方自治法で定められた特別地方公共団体ですが、区の仕組みとは様々な違いがあります。

今回は、清掃一組の組織や、事業の運営に関してよくいただく質問にお答えします。皆さんにとって非常に身近な「ごみ」処理の一端を担う、私たち清掃一組を少しでも身近に感じていただければ幸いです。

清掃一組は何をこころがっているのか？

清掃一組は、ごみの焼却や破砕などの「中間処理」を行っています。具体的には、可燃ごみを清掃工場で焼却処理し、不燃ごみと粗大ごみを専用の処理施設で破砕処理しています。また、し尿の下水道への放流も行っています。

下図のように、23区が行う業務には、まちづくり、福祉など様々ありますが、清掃事業については、ごみの収集・運搬、資源回収は各区が行い、焼却や破砕などの中間処理は清掃一組が行います。最終処分は、埋立処分場を設置・管理する東京都に委託して実施しています。



「一部事務組合」とはどんな組織で、どんな職員が働いているのですか？

「一部事務組合」とは、区市町村等が行う事務の一部を複数の区市町村等が共同で行う目的で設立する団体のことです。

「一部事務組合」は、消防・ごみ処理・し尿処理・火葬場等の運営を行うために設置されることが多いようですが、病院、小・中学校を運営する例も見られます。

清掃一組は、地方自治法（第1条の3、第284条）で定められている、特別地方公共団体であり、職員は地方公務員法に定められている公務員（特別区の職員）です。

23区で設置している「一部事務組合」は、他に特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合があります。

清掃一組は、どのような経緯で設置されたのでしょうか？

清掃一組の設置には、まず、23区と東京都の都区制度改革の歴史を振り返る必要があります。

東京のごみ処理は長年、東京都がその役割を担ってきました。つまり、ごみの収集・運搬から最終処分までの全工程が東京都の仕事でした。

そういった状況の中で、23区と東京都は、長年にわたり、23区の

自主性の強化、東京都のより広域的な立場からの大都市行政の推進といった観点から、お互いのあり方・制度について議論を重ねていきます。

その一環として、住民に身近なサービスである清掃事業が、平成12年4月1日、東京都から23区に移管されました。

その際、ごみの収集・運搬、リサイクルに関することは各区が実施することとしましたが、ごみの中間処理（焼却や破砕など）は、処理施設がない区がある、また、より効率的な処理を行う、といった理由から、23区が共同で処理することとなりました。

清掃一組はこの共同処理を行うために、23区の総意により設置されました。

なお、埋立処分は、23区と清掃一組が、埋立処分場を設置・管理する東京都に委託して実施しています。

清掃一組が共同処理する事務はどのように決められたのですか？

清掃一組の運営にあたっては、組織の構成や事務の範囲などについて、23区が協議し、規約に定められました。

規約は、それぞれの構成団体の議会の議決を要することから、清掃一組を設置すること、そして事務の範囲などについては、23区の

議会の議決を経て決められました。清掃一組は規約により、ごみ処理施設と、し尿の下水道投入施設の整備及び管理運営を行うことが定められています。

清掃一組には、議会はあるのですか？

23区と同様に、清掃一組にも議会が設置されています。

清掃一組の議決機関である議会は23人の議員で構成され、議員には各特別区議会議長が充てられています。議員の任期は、各当該区議会議長の任期と同じです。

清掃一組議会の定例会は、毎年4回（2月、6月、9月及び12月）招集され、また、必要に応じて臨時会を招集することができます。

また、審議にあたっては、常任委員会として、総務・事業委員会、財務委員会、運営委員会の3つの委員会を清掃一組条例により設置している他、必要に応じて特別委員会を設置することができます。清掃一組の予算や決算を審議するときは、予算特別委員会や決算特別委員会を設置しています。

執行機関などの組織はどのようになっているのですか？

管理者等

清掃一組の執行機関としては、管理者、監査委員が置かれています。また、管理者の補助機関として副管理者2人、その

他の職員が置かれています。管理者は、23区の区長から互選により選出され、その任期は2年となっています。副管理者は、区長及び知識経験を有する者のうちから各一人を管理者が組合議会の同意を得て選任し、その任期は2年となっています。

評議会

管理者及び副管理者を除いた23区の区長により評議会を構成し、清掃一組議会に提出すべき議案や運営に係る重要事項を審議します。

経営委員会

管理者、副管理者、区長会役員区長により経営委員会を構成し、清掃一組の経営に係る特に重要な事項を評議会に先立って審議します。また、評議会から依頼を受けた案件や議会に関することを所掌します。

監査委員

監査委員の定員は3人で、議員のうちから1人、財務管理及び事業の経営管理についての専門知識又は経験を有する者のうちから2人を、管理者が清掃一組議会の同意を得て選任します。任期は、議員のうちから選任されるものにあつては議員の任期とし、専門知識又は経験を有する者から選任される者にあつては2年としています。

清掃一組の職員数はどれくらいですか？

令和2年4月1日現在の清掃一組の人員は、1150人です。内

訳は、本庁（総務部・施設管理部・建設部など）に294人、23区内に19か所ある清掃工場などの施設に856人です。

清掃一組が設置された平成12年度は、職員は全て派遣職員で構成されており、その多くが東京都からの派遣職員でした。その後、6年間の派遣期間中に都派遣職員が段階的に派遣を終了して都に戻り、各区からの職員が順次清掃一組へ派遣されるようになりました。

しかしながら、安全で安定的な工場運営を図るためには、清掃技術・技能の維持・継承が不可欠であり、また、これに必要な人材を確保し、育成していくことが求められます。

平成18年4月の政令による身分切替時には、清掃一組の人事上の取扱い（平成17年4月区長会総会）に基づき、清掃事業従事を希望した都派遣職員が特別区への身分切替を経て清掃一組固有職員になるとともに、人事交流による特別区職員の身分切替及び新規採用ができることとされました。

「清掃一組」と「清掃協議会」の違いは、「清掃協議会」とはどのような組織ですか？

東京二十三区清掃協議会は、23区と清掃一組を構成団体として平成12年4月1日に設置された、地方自治法第252条の2の2に基づく組織で、一部事務組合とは異

なり、法人格は有しません。

清掃協議会は、各区の自主性・自立性を保ちつつ、清掃事業の円滑な運営に関わる共通の課題などについて協議・調整し、清掃事業に関わる関係者の十分な連携を図るために設置されました。

清掃協議会では、収集や運搬に係る、請負契約の締結に関する事務や、一般廃棄物処理業の許可などに関する事務を、各区長の名において共同処理しています（管理執行事務）。

清掃一組が、23区とは独立した権限で中間処理を行っているのに対し、清掃協議会は、区が所管する事務を各区長の名において共同で管理執行しています。

（東京二十三区清掃一部事務組合 総務部総務課）



清掃工場のお兄さん